

## 令和元年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度  
健全化判断比率について
- 日程第 2 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度  
資金不足比率について
- 日程第 3 議案第 1号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 令和元年度御宿町水道企業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 5号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 6号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 7号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第3号）

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第1 会期延長の件

---

#### 出席議員（10名）

1番	瀧口 義雄 君	2番	北村 昭彦 君
3番	堀川 賢治 君	4番	大地 達夫 君
6番	貝塚 嘉軼 君	7番	伊藤 博明 君
8番	土井 茂夫 君	10番	石井 芳清 君
11番	高橋 金幹 君	12番	滝口 一浩 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	総務課長	大竹伸弘君
教育長	齊藤弥四郎君	産業観光課長	殿岡豊君
企画財政課長	田邊義博君	建設環境課長	埋田禎久君
教育課長	金井亜紀子君	保健福祉課長	渡辺晴久君
税務住民課長	齋藤浩君	代表監査委員	綱島勝君
会計室長	岩瀬晴美君		

---

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

---

### ◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

暑い方は、上着を脱いで結構です。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日も決算認定議案が提出されております。綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時00分)

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度健全化判断比率についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標でございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付することとされておりますので、7月11日に実施されました決算審査において審査をいただきました。

結果及び意見につきましては、決算審査意見書28ページのとおりでございます。

それでは、平成30年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

議案2 ページ、平成30年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。

御宿町の場合、平成30年度は黒字決算であることから、非該当となりました。

また、参考といたしまして、総務省から示された算定式に基づく比率を申し上げますと、マイナス7.34%となり、昨年度のマイナス6.25から1.09ポイント減少した結果となりました。減少の要因といたしましては、実質収支額が増加したためでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらには、公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断するものでございます。

平成30年度の連結実質収支は黒字のため、非該当となりました。

なお、参考といたしまして、総務省から示された算定式に基づく比率を申し上げますと、マイナス59.6%となり、前年度のマイナス58.71%から0.89ポイント減少した結果となりました。減少の要因といたしましては、連結実質収支額が増加したためでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成30年度決算においては5.4%となりました。前年度の5.7%と比較しますと0.3ポイント減少いたしました。主な要因は、平成4年度借り入れの庁舎建設事業債や、上水道事業の一般会計出資債などの償還が終了し、公債費が減少したためでございます。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部事務組合等が起こした地方債の償還に対する将来の負担見込み額、退職手当負担見込み額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、算入見込み額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、平成30年度決算においては、26.7%となりました。前年度の28.3%と比較しますと1.6ポイント減少いたしました。主な要因は、一部事務組合の地方債現在高が3,800万円程度、また、退職手当負担見込み額が7,100万円程度、それぞれ減少したことなど、将来負担総額が減少したためでございます。

各指標には、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でございますが、そのほかの財政指標等の分析や将来の歳入と財政需要の把握に努め、今後も健全な財政運営に努めて

まいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第2、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度資金不足比率についてを議題といたします。

埋田建設環境課長の報告を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況について透明性を確保するため、流動負債と流動資産のバランスにより算定するもので、健全化判断基準同様、一定の基準に基づき行財政上の措置を講ずることにより経営の健全化を図ろうとするものです。

資金不足比率の算定の結果につきましては、計算書を添付してございますので、お手元の議案2枚目をご覧ください。

中段の資金不足額でございますが、流動負債につきましては、翌年度企業債償還予定額や賞与引当金に係るものであり、流動資産となる現金預金等の額が流動負債を上回ることから、不足額が生じていないため、算定には至らない結果となりました。

なお、これらの状況につきましては、水道事業決算審査において審査をいただいております。結果につきましては、水道事業会計決算審査意見書9ページのとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第1号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より、議案の説明を求めます。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第1号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、さまざまな活動の場面で、旧氏を使用しやすくなるよう、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、旧氏の住民票への記載が可能となりました。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正が行われたため、御宿町印鑑条例においても、印鑑登録証明書中、旧氏の表記が行えるよう一部改正するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

議案の後ろに添付してございます新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条は登録資格等を定めておりますが、備える住民基本台帳と文言の整備をするものです。

第5条は印鑑の登録の制限について定めていますが、第1項第1号及び第2号に氏名に旧氏を加えるほか、引用条文及び文言の整備を行うものです。

2ページに続きます。第6条は登録について定めていますが、第2項第4号の外国人住民に係る住民票の記載の前に、磁気ディスク等の記録媒体で調整する住民記録に旧氏を加える整備を行うほか、文言の整備をするものです。

第11条は登録印鑑の抹消について定めていますが、氏の変更があった場合、住民票に記載されている旧氏を含むものとする整備をするものです。

3ページ、第13条は印鑑登録証明について定めていますが、氏名の定義に氏の変更があった場合、住民票に記載されている旧氏を加える整備をするほか、文言の整備をするものです。

附則として本条例の施行日を令和元年11月5日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第2号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡産業観光課長、議案の説明を求めます。

殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、議案第2号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、本改正に至る経緯でございますが、大きく2点ほどございまして、1点目は、漁港機能の再編、集約化が進められる中、民間活力の導入も視野に漁港の有効活用について、平成30年6月に国の農林水産業地域の活力創造プランに重要課題として位置づけられたところです。

こうしたことを背景に民間投資の促進や、漁港の有効活用をさらに推進するため、国の漁港審議会において模範漁港管理規程例が改正され、漁港施設の占用期間について10年以内に延長されたところです。

2点目でございますが、本年10月に予定されている消費税率の改正等に合わせ、課税対象となっている土砂採取料について千葉県使用料及び手数料条例の見直しが行われております。

これに伴い、御宿町が管理する漁港についても同様の取り扱いといたし、御宿町漁港管理条例において所要の改正を行うものです。

それでは、条ごとの改正内容について新旧対照表にてご説明いたしますので、本議案の2枚目をご覧ください。

表右側が改正前、左側が改正後になります。

第11条第3項でございますが、漁港施設占用について、これまで工作物3年、その他1カ月以内とされておりましたが、民間事業者が投資しやすい環境づくり、漁港活用のさらなる推進等の観点から、全ての占用物について10年以内と改めるものです。

続いて別表第2、土砂採取料の改正でございますが、消費税率の改正や物価上昇率を踏まえ、砂について1立方メートル当たり200円を230円に、土砂について1立方メートル当たり140円を160円に改めるものです。

最後に附則でございますが、施行日について県条例に合わせ令和元年10月1日とするほか、改正前の占用許可を受けているものについて、従前の例による旨の経過措置を設けてござい

す。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第3号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第3号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、水道法の一部改正に伴い、御宿町給水条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、水道法で給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたことにより、御宿町給水条例において指定の更新手数料を新設するものです。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によって説明させていただきますので、議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

第6条につきましては、工事の施工を行うものについて定めたものですが、指定の更新を受けないことにより失効となったものを除くこととするものです。

次に、第32条につきましては、手数料について定めたものですが、第1項第1号において、指定の根拠を御宿町給水条例から水道法に改めるものです。また、第2号において、指定の更新に伴う手数料を追加し、金額については更新に伴う事務内容及び県内市町村の状況を踏まえ、



1万円とするものです。

次に、35条につきましては、給水装置の基準違反に対する措置について定めたものですが、引用条項の条ずれの改正をするものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和元年10月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第4号 令和元年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第4号 令和元年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条収益的支出ですが、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用に731万5,000円を追加し、補正後の収益的支出の総額を3億5,324万3,000円とするものです。補正に伴う資金につきましては、内部留保資金にて調整いたします。

補正内容につきまして事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費ですが、10節修繕費で

545万4,000円の追加、12節委託料で76万1,000円の追加です。6月補正予算で実施したアスベスト調査の結果、浄水場のポンプ室と電気室において、アスベストが検出されたことから、撤去に係る設計監理及び撤去の費用を計上しました。配水及び給水費ですが、10節修繕費で110万円の追加です。町内の配水設備の故障に対応するための修繕費に不足が見込まれることから、配水設備の偶発事故に対応するための費用として、110万円を計上しました。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

今回は、収益的予算に係る補正であることから、1、業務活動によるキャッシュフローに影響があり、資金の期末残高は6億4,521万9,800円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第5号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第5号 令和元年度御宿町国民健康保険特別

会計補正予算案（第1号）について説明いたします。

今回提案いたします内容は、人事異動に伴い国保会計職員の給与等について補正をお願いするものでございます。

補正予算書をご覧ください。

補正予算書の1ページでございますが、歳入歳出それぞれ、307万9,000円を減額し、補正後の予算総額を11億3,383万5,000円と定めるものです。

各費目の詳細については、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

初めに歳入予算ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴い職員給与等が減額になることから、一般会計からの繰入金を307万9,000円減額するものです。

以上、歳入予算は307万9,000円の減額となります。

次に、歳出予算ですが、8ページ、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の307万9,000円の減額は、人事異動に伴いまして国民健康保険関係の人件費について、給料、職員手当、共済費、それぞれ減額するものでございます。

以上、歳出予算につきまして307万9,000円の減額としております。

なお、本補正予算につきましては、令和元年8月21日開催の第2回国保運営協議会においてご承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第8、議案第6号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第6号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算案(第1号)について説明いたします。

今回提案いたします主な内容は、平成30年度の介護給付費等の実績に基づき、国・県支払基金への返還金並びに一般会計への繰入金について補正を行うほか、職員人件費の調整を行うものです。

補正予算書をご覧ください。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3,223万3,000円を追加し補正後の予算総額を11億4,504万2,000円と定めるものです。

各費目の詳細につきましては、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

初めに歳入予算ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金の2目及び3目の地域支援交付金の合わせて9,000円の追加は、国庫交付金の対象となる介護予防事業及び包括支援事業の人件費増額に伴い補正をするものです。

5目介護保険事業補助金4万3,000円の追加は、10月からの消費税率に対応するため、現行システムの改修が必要になることから、改修費の2分の1が国から補助されるものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金の5,000円の追加は、交付金の対象となる介護予防事業に係る人件費の増額に伴い補正をお願いするものです。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)から、6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業包括的支援事業等までの合計9,000円の追加は、国庫補助金と同様、介護予防事業及び包括支援事業の人件費増額に伴い補正をするものです。

5目その他一般会計繰入金27万8,000円の追加は、介護保険関係職員人件費及び介護報酬改定に伴うシステム改修費に係る町負担分の追加です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,188万9,000円の追加は、平成30年度の介護給付費や地域支援事業等に基づき、精算する国・県支払基金及び一般会計への返還金繰出金の財源とするものです。

以上、歳入予算として3,223万3,000円を追加しております。

次に、歳出予算について説明いたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の32万1,000円の追加は、介護保険事務の職員の給与及び職員手当23万4,000円及び10月からの消費税率に対応するための介護保険指定管理システムの改修委託料の8万7,000円です。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業の2万1,000円は、介護予防事業を行う保健師の共済費について追加するものです。

同じく3款3項包括支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費の1万1,000円の追加は、包括支援センター職員の共済費を追加するものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の2,214万7,000円の追加は、平成30年度の介護給付費や地域支援事業費に基づき、国・県支払基金へ返還するものです。

同じく4款の2項繰出金、1目一般会計繰出金973万3,000円の追加は、平成30年度に一般会計から繰り入れた事務費、介護給付費や地域支援事業費を精算し、加除金を町一般会計へ繰り出すものです。

以上、歳出予算として3,223万3,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第9、議案第7号 令和元年度御宿町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第7号 令和元年度御宿町一般会計補正予算案(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに2,275万2,000円を追加し、補正後の予算総額を37億2,160万2,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、地方債の変更について定めるものでございます。

予算書の内容について、ご説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、1節地方特例交付金の228万4,000円は、当初予算にて見込んでいた個人住民税減収補填分に加え、本交付金内に自動車取得税の廃止に伴う減収補填分が加わり交付決定されたことによる増額です。

2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、1節子ども・子育て支援臨時交付金の366万1,000円は幼児教育の無償化に係る地方負担分に対する臨時交付金でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節こども園使用料の714万7,000円の減は、幼児教育の無償化に伴うこども園使用料の減額分です。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節児童福祉費負担金、子育てのための施設等利用給付交付金の5万円は、幼児教育の無償化に伴い、病児保育、無認可施設等の利用者に対して国が2分の1負担するものです。

2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金の193万3,000円の減額は、矢田団地の屋根改修工事に対する公営住宅等ストック総合改善事業補助金に申請額から割り落としがあったことによるものです。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、5節児童福祉費負担金、子育てのための施設等利用給付費負担金の2万5,000円は、幼児教育の無償化に伴い、病児保育、無認可施設等の利用者に対して、県が4分の1負担するものです。

2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の9万2,000円は、介護人材確保対策として介護職員初任者研修に係る受講料を県が一部補助するものです。

4節児童福祉費補助金、千葉県子ども・子育て支援事業費補助金の664万9,000円は、幼児教育の無償化が円滑に実施できるよう、システム改修費等の特定財源として県から補助されるものです。

3項県委託金、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金の14万3,000円の減額は、工業統計等各種統計調査に係る市町村委託費が交付決定されたことによるものです。

10ページ、18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金の973万3,000円は、介護保険特別会計の平成30年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

2項基金繰入金、2目活力あるふるさとづくり基金繰入金、1節活力あるふるさとづくり基金繰入金の200万円は、本補正予算の歳出に計上しております旧御宿高校入り口法面崩落防止工事、国際交流事業及び外国青年招致事業の財源として本基金を活用するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の369万1,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の189万円は、本補正予算の歳出に計上しております消防団分団詰所の修繕料に係る災害共済金29万7,000円と、幼児教育の無償化に伴い、これまで保育料の一部であった給食費159万3,000円を徴収するものでございます。

21款町債、1項町債、5目土木債、2節公営住宅整備事業債の190万円は、公営住宅の矢田団地改修工事費に充てるもので、国庫補助金の減額に伴い地方債を追加するものでございます。

なお、地方債につきましては、第2表の地方債補正で説明いたします。

以上、歳入予算に2,275万2,000円を追加しております。

12ページ、歳出予算でございます。

2款総務費から9款教育費における、2節給料、3節職員手当及び4節共済費の各予算は、今年度の人事異動等による科目間人件費の調整などを行うための追加及び減額でございますの

で、個別の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費、8節報償費の20万円は、国際交流事業として絆記念日の際にメキシコの民族舞踊団を招き、いま一度、住民に町の誇れる史実を広く伝えるための経費を計上しています。

11節需用費の289万1,000円は、地方創生交付金事業の移住交流促進事業の一環として進めている御宿町でのお試し居住用住宅修繕の追加計上です。

15節工事請負費の174万9,000円は、経年劣化のため、崩落の危険性がある旧御宿高校入り口の法面崩落防止工事でございます。

5項統計調査費、2目各種統計調査費は、国勢調査費設定、農林業センサス、経済センサス基礎調査及び工業統計調査に係る市町村委託費総額が決定したことにより、14万3,000円減額しています。

14ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金の11万4,000円は、介護職員初任者研修受講助成事業に係るもので、例年と比較し、研修受講者が増加したことから、追加計上するものです。

28節繰出金の307万9,000円の減は、人事異動に伴う人件費調整に係る国民健康保険特別会計への繰出金の減額です。

2目老人福祉費、28節繰出金の28万3,000円は、人件費調整に係る介護保険特別会計への繰出金の増額でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、11節需用費の6,000円及び13節委託料の620万4,000円は、ともに幼児教育の無償化に向け必要となる通知を送る封筒代やシステム改修費用です。

20節扶助費の10万円は幼児教育の無償化に伴い、病児保育、無認可施設等の利用者に対して給付するものです。

16ページです。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料の1,835万2,000円は、清掃センター施設補修工事において工法の変更により炉の停止期間が当初見込みより長くなり、外部への可燃ごみ処理が増加したことから追加計上するものです。

18ページです。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅総務費、19節負担金補助及び交付金の75万円は町営岩和田団地廃止事業に伴い、入居者の移転を円滑に行うため、転居先の家賃の一部を補助するため追加するものです。



8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費の14万6,000円は、緊急出動時における消防車接触による分団詰所のシャッター破損の修理費用でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、9節旅費の18万5,000円は、中学校及び小学校での外国語指導助手として勤務していた外国青年が任期満了により帰国するための費用を追加するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費の21万9,000円は御宿中学校のエレベーターについて月次点検で指摘があった部品の交換費用です。

2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の34万円は、夷隅郡市総合体育大会の結果、県大会へ出場する中学校の部活動に対し補助金を追加するものです。

以上、歳出予算に2,275万2,000円を追加しております。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

4ページをご覧ください。

地方債の変更でございます。

公営住宅整備事業については当初予算計上していた公営住宅等ストック総合改善事業補助金の内示で割り落としがあったことにより、国庫補助金を減額し、地方債限度額を1,370万円に増額するものです。

地方債事業は、公営住宅建設事業債を予定し、充当額は起債対象経費の100%、償還期間は17年を予定しています。

以上で、一般会計補正予算案第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

19ページ、教育総務費。ALTですか、これは。外国青年招致事業ということで、18万5,000円というふうになっておりますが、この事業の内容について説明をいただきたいと思っております。

金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、外国青年招致事業についてご説明させていただきます。

現在、御宿町には小学校に勤務する外国青年と、中学校に勤務する外国青年がおります。小学校につきましては来年度から施行されます新学習指導要領の先行実施ということで、英語の

英語科に向けて、昨年度より設置をしてございます。1年ごとの契約になりまして、今回、帰国されます外国青年は中学校に配属をしておりました青年でございまして、2年間の勤務を終えて帰国をするということでございます。本来、当初予算に計上できる経費でございまして、町が負担するかどうかの判断は帰国する青年が直接、出身国に帰るかというのが条件になりまして、この青年につきましては、昨年度時点で日本に滞在をするか帰国するかというのがまだ決定しておりませんでしたので、当初予算には計上できなかったんですが、最終的に、日本への滞在はせず母国に帰るということでございましたので、補正で計上させていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

この外国人青年招致事業は大変効果的に運営をされているということで安心をしております。

それから、13ページに国際交流事業、これは絆記念日に係る意味だというようなお話がありました。こうした中で御宿町はさまざまな外国との交流が深まっているというふうに思います。

こうした中で、実は町民の方から、昨日朝、外国のいわゆる実習生が事件を起こしたというような内容で、本町にもこうした外国人受け入れの研修所設立というような内容のチラシがその近隣のほうに配布されたということで、大変心配をしていると。ぜひ御宿町がこの国際交流、外国人の受け入れを含めて、さまざまな交流をしているという中で、ぜひそのような内容についてただしてほしいと。若干調べたんですが、この技能実習生は大変劣悪な労働条件の中で実施をされており、弁護士連合会のほうからも人権侵害は構造的問題に起因するというので、そういう問題も指摘をされております。

また、報道等によりますと、技能実習生の失踪件数は2010年で1,282人から2018年には9,052人と大幅に増加しているというような報道もあるやにございます。そういう中で、この研修所と申しましょうか、そういう設立について御宿町としてどう把握をしているのか、許認可権を含めまして、知れる範囲でご報告いただければと思います。

それともう1点、今後こうした学校の方々と交流を深める中で、やはり町民の平穩を保つということは町の大事な仕事のひとつだというふうに思いますけれども、その辺についてどのように考えるのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、ただいま外国人労働者の受け入れ後研修等につい

てのご質問でございます。

住民の方がご不安になっているというようなお声も、ただいま伺ったところです。質問の内容でございますが、この外国人の受け入れ制度そのものにつきましては、国のほうの直轄の認可になっておりますので、例えば千葉県におきましては東京事務所のほうで直接認可事務が取り行われており、市町村単位においては把握をしていないのが実情です。所轄の官庁といたしましては、法務省、そして厚生労働省の2省が管轄、いわゆる所轄官庁になっておりますが、こうした、ただいま石井議員さんのほうからもご発言がありましたように、外国人の労働者が安心して働けるような環境、また、そこで暮らす地域の人たちが安心して受け入れなり、その環境なりをしっかりと安心できるような環境づくりというものは、そもそもまた労働行政、消費者行政ともに、必要なことだとは考えております。

出先機関で申し上げますと、茂原労働基準監督署等の直近の相談でいけばそういう窓口もあるかと思っておりますので、今後そうした事案が発生をして、何かご不安になられているようなことがありましたら、そうした窓口を紹介するなど、町としても協力できる範囲では協力してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

この事業所におきましては、こういう、一応持ってきたんですけれども、チラシの配布、また不明な点がございましたらご連絡くださいということで丁寧な対応をとっておると思っておりますが、ぜひ事業所とも連携をいたしまして、今、課長がおっしゃられました地域の不安解消、また、来てくださるそういう青年の方々が安心して暮らせる、そういう状況づくりに心砕いているわけだというふうに思います。

ありがとうございました。

次に移ります。

戻りますが、17ページであります、これは清掃総務費、じん芥処理運営事業ということで、可燃ごみ処理委託1,835万2,000円ですか、の補正対応ということですが、この事務内容ですね。それと、本センターは大変稼働してから年数がたっているというふうに思っております。このセンターは今後どのように運用していくのか、今般も、これはたしか修理で改修事業の中での補正対応だというふうに理解をしておりますので、その点について確認をしたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） まず、可燃ごみ処理委託1,835万2,000円の説明をさせていただきます。

今回補正をお願いするのは、清掃センターの施設工事による焼却炉の停止に伴う、可燃ごみの処分委託費でございます。可燃ごみの処分委託につきましては、清掃センターの工事に伴い、焼却を停止する期間、外部に委託するものです。

今回施行しました集じん装置の更新につきましては、組み上がった装置をピット側から据えつける予定でしたが、作業中のピットへの転落等、危険性が高いことから、設置する方法を検討したところ、装置をピットの反対側から搬入し、現場で組み立てながら設置する方法がより安全であると判断し、工事の方法を変え施工することといたしました。工法の変更に伴い、焼却炉の停止期間が長くなったことから、可燃ごみの処分委託期間も長くなり、委託費に不足が生じたものでございます。

続きまして、清掃センターの今後ということでございますが、広域ごみ処理施設建設事業が東京オリンピックが終わるまでの間、一時中断となったことから、町清掃センターの延命化を図るため定期的な修繕を行い、適正稼働、適正処理の持続に努めてまいりたいと考えております。予算的にはアクションプランに掲載してございますが、来年度が7,000万円、33年度が5,100万円、34年度が5,500万円となっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。了解いたしました。

ただいま説明では、広域のごみ処理、これが2020年、いわゆる東京オリンピック後まで一時凍結しているんですがというお話であります。あと何年ありますか。たしか2019年ですね、今ね。これは、どのように今なっているんですか。普通、広域でも、あれは、私も一時、議員として広域の事務組合にいたことがございますが、非常に長い年月かけて調整して、計画をつくってということだと思うんですね。2020年から、その話し合いを、もし仮につくるということになっても相当長い年月がかかると。2回、用地の問題でたしか破綻をしているというふうに思っておりますね。近隣の広域処理のそういう計画も破綻をしているというか、そんなようなことをニュースで伺っております。これをどうされるんですか。非常に大事なことだろうなと思うんですね。これは町長ご自身の判断もあろうかと思えますけれども、これについてはやはり、この庁内でも議論をしていくと、それから関係機関とも並行して協議をしていくと。

何か先ほど、今後、来年再来年3カ年の予算ベースでの話も計画が出されましたけれども、

それも3カ年ですよ。今回も、これは、やはり突発的な故障という中で期間が伸びたということですよ。こういうのがですね。これは担当者として、どれだけ延命できるというふうに個人的には考えておりますか。それについても伺います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 当清掃センターにつきましては、昭和59年12月から稼働しておりまして、本年の12月で35年が経過いたします。工事業者等に聞きますと、一般的には35年ぐらいが限界だろうという話なんです。昨年度、約2億円をかけましてバグフィルターを更新させていただきました。それによりまして、あと10年ぐらい、今年から数えれば9年ぐらいは、このまま整備補修を続けて使用できるのではないかとというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

9年、ぎりぎりですかね。町長、これは危機感はお持ちなんですか。ごみというのは本当に、その日処理をしていくということだろうと思うんですね。基本的には、自区内処理ということの大命題が一点あるかと思えます。町長、これはどのように考えておられますか、伺いたしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 広域のごみ処理計画が今休止というか、休むということになっておりますが、各市町、2市2町において、ごみ処理の事情はそれぞれ異なっております。そのような中で、概要的にはやはり、大多喜町においても、勝浦市においても、御宿町においても、いすみ市におけるごみ処理事情が一番少し猶予、余裕期間があるというようなところでございますが、そういう状況の中で広域計画を今後やっていくということについては、現時点では、今休止という状態で、必ず広域をやっていくというような内容には決定されておられませんので、そういう中で時々、勝浦市においても大多喜町においても事情を伺っておりますが、ご指摘いただきましたが、ごみ処理について非常に重要なことですので、また皆様方のご意見をいただきながら、御宿町としてのごみ処理場計画を今後どのようにしていくのかということ立案していきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。今、質問ではありませんけれども、町長、いすみ市は余裕があるというお話をいたしました。いすみ市の大原は、たしか御宿が受けているんじゃないですか。それは余裕あると言えるんですか。私は言えないと思えますね。やっぱり危

機感は同様だと、御宿町の危機感と同じではありませんか。ですから、これは町長がここで判断するというよりも、やはり今からでも議論を始めていくと、冒頭述べたように、ということが確かに大切だろうなということを申し上げさせていただいて、次に移りたいと思います。

13ページになりますが、総務費、税務総務費ということで、この税務事務について承りたいと思います。

これは人件費が711万2,000円、これは減額補正になっているわけですね。先般、協議会等でこの税務事務について報告を受けました。1つは滞納繰越分ですね。いわゆる固定資産税課税誤りによる過誤納付還付の問題、それから、失礼しました、滞納繰越金の問題と、もう一つは滞納繰越分の調定額、差誤調整ですね。これは県税務当局から指摘を受けたということで、2つの事務があるというふうに伺っております。

決算のほう、これ過年度、両方ですので、決算のほうでは、ちなみに、これは決算は決算でまた伺いたいとは思いますが、決算監査のほうをちょっと読ませていただきますと、体制を強化すべきだということは述べられていると思うんですね。

まず、最初にお伺いしたいのは、この人件費の内訳です。そういう指摘、昨年度の決算に対する指摘を受けているにもかかわらず、補正、同時提案ですから、補正で職員の人件費の減額をしていると。2つの大きな事務があると。この事務についてはまた説明いただきたいと思いますが、まずそれについて説明していただきたいと思います。

それから、2つの事務ですね。昨年度からの繰り越しと、それらについてもあわせて説明いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、人件費に関する部分、予算に関する部分について、私のほうからご説明をさせていただきます。

現在の現状と予算の状況についてということで、ご説明をさせていただきます。

昨年度の年度末におきまして、税務住民課において、1名の退職希望者がございました。こうした中で、税務班につきましては、2年前に収納事務の技術、能力の向上のため、元県の職員を採用いたしまして、2年前に1名増員の体制としたところがございますが、今年度は、それ以前の人員に戻ったというような状況でございます。

（石井議員「もう少しゆっくり、大きな声で」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） はい、ゆっくり。

○総務課長（大竹伸弘君） 昨年度におきまして、年度末に税務住民課において1名の退職希

望者がございました。税務班につきましては、2年前に収税の業務の技術と、能力向上のために元県の職員を採用いたしまして、1名増員という体制できましたが、今年度については、それ以前の人員数になったというような状況でございます。

本年度の予算と職員の現在の状況についてでございますが、まず、人事異動の部分では班長職から、7級職主幹が配置をされております。また、税務の経験の非常に豊富な固定資産税担当が長かった、そういった人員も配置をしております。

また、予算面につきましてはスポット的に臨時職員として勤務をこれまでお願いしていた町元職員1名について、通年の賃金を予算の上では計上させていただいた状況であります。また、事務対応のための職員の時間外手当につきましては、こうした事務の対応のために60万円という金額を増額を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） それでは、昨年度末補正予算で計上させて、繰り越しさせていただきました固定資産税の課税誤りの現状の事務体制について、ご説明申し上げます。

現在は固定資産税の担当1名、主幹、私と臨時職員1名で4名体制で事務を進めているところでございます。

先日の議員協議会で進捗状況についてご説明させていただいておりますけれども、今年度になりまして事務の進捗が全体ではまだ36件、還付金の額で94万2,100円、還付加算金22件、15万8,300円、合計で110万400円の還付の状況でございます。

もう一点、滞納繰越分の調定額の錯誤があったということで、これにつきましては、今年度末の30年度決算において調整させていただきまして、事務において、私どもの説明が7月の監査委員さんへの報告がうまくできませんで、8月22日の例月出納検査までかかってしまったというような事務の滞りがあったことはおわび申し上げます。

その後に議員の皆様方に報告させていただいていたということで、議会直前まで報告がおくられてしまいましたことを、この場をおかりしまして、改めておわび申し上げます。

○議長（大地達夫君） 石井議員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時06分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 先ほどのご質問の続きをお答えさせていただきます。

固定資産税に係る課税誤りの還付の返還の状況の率でございます。トータルの進捗率は6,780に対して、まだ処理が60件、進捗率は0.88%、金額ベースでいきますと575万1,100円に対して185万9,300円、28.46%でございます。

次に、滞納繰越分の調定額、錯誤の調整について改めて説明させていただきます。

内容といたしまして、税務課税システムと財務会計の調定額に差異が確認されたため、平成31年度に本来送るべき平成30年度分の収入未償額を確認、決算額を確定し、更正させていただきました。

これがわかった経緯でございます。平成27年秋に、全県下で町民税における町決算調定額と県税事務所の滞納繰越分調定額に差異が発生していると一報がございました。改めて平成28年秋に茂原県税事務所より、個人県民税課税実績報告書の滞納繰越分の調定の金額と御宿町決算書調定の額に相違があるので調整をお願いしたいとの依頼がございました。それから調査を始めまして、時間がかかりましたが平成31年2月に滞納繰越分の差異について調査が終了、令和元年6月、本年度6月に平成30年度現年分においても、現年未済額と収納消し込み実績表を突合し、次年度へ繰り越すべき額が確認できたことから、平成30年度内に本来あるべき調定額が固まり、平成30年度決算において滞納繰越処分調定の更正を実施させていただいたところでございます。

調査の結果といたしましては、町県民税に端を發しまして、その他の税目、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税においても、決算調定額と課税データ未納者台帳に差異があることが判明いたしました。その金額におきましては、個人町民税1,127万6,243円、法人町民税33万4,650円、固定資産税27万4,400円、これは決算書の額が少なく記載されておりました。軽自動車税におきましては19万3,150円、こちらは逆に決算書の額が多く記載されておりました。町税合計で1,169万2,143円でございます。同じく国民健康保険税にも調査を行いまして、国民健康保険税では1,017万4,340円、決算書の額が少なく記載されていたことが判明しました。

判明した主な要因といたしましては、年度末の過誤納還付金と申しまして、間違っって収められた税金の還付が、30年から31年に年度が切り替わるときに間違いが発生する原因があったこと、あと、課税更正といたしまして申告などにより税が変わる、更正をしたときにその課税から



会計のほうに情報が伝わってなかったということが主な要因でございます。

今後の対応といたしましては、納税の日々の日計確認及び消し込み確認は従前のおり正確に行い、原因となった事務を職員間で共有し、処理を確実に実施する。税務システムの滞納繰越調定額と収納消し込み実績表突合を行い、正確な額の計上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 固定資産税課税誤りについては、件数で0.88%、金額ベースで、ちょっと聞きとれなかったんです。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 金額ベースで28.46でございます。

○10番（石井芳清君） これも事務ミスですので、やっぱり納税意識を含めて、一刻も早く、事務というのは処理をするということが基本だろうなと思うんですね。もう9月でございます。これは昨年度からやろうと思えばやれた事務だというふうに理解をしております。これはいつまで終わるのか、見通しでちょっとこれが、それが1点。

それから2つ目ですね。ちなみに1つ目はたしか、発生から10年間でしたね。10年前から発生していた。それから2つ目、これは新たに議会に報告、要するに町民に報告されたものだというふうに思いますけれども、ただいま経過について説明を受けましたが、27年秋、初めてと。28年秋に再度、依頼が来たということであります。これは、いつ町長に報告をしたんですか。

それから、1点目と2点目の、いわゆる納税事務ですね。納税というか、税務事務なんです。先ほど総務課長から人事について詳細に説明を受けたんですけれども、ちょっとよくわかりませんでした。基本的に、この税務というのは何人体制なんです。私は質問しているんですけども、よくわからないというので、議長、ただいまの内容について資料提示をいただきたい。請求。資料配付をいただきたい。改めて議会に、議会の場で資料請求をいただきたいという要望を申し上げたいんですけども、それについてちょっとゴハイリョさせていただきます。

○議長（大地達夫君） 今すぐ提出ですか。

○10番（石井芳清君） はい。

○議長（大地達夫君） できますか。

すみません、暫時休憩して、資料の用意をいたします。

今、暫時休憩と言いましたが、すみません、着座をお願いします。

このまま午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時27分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時03分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に、10番、石井芳清君から請求のあった資料につきまして、議会運営委員会において配付が認められましたので、配付させていただきました。

資料配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

配付資料について齋藤税務住民課長から説明をお願いします。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） お配りさせていただきました資料につきましては、先ほど読み上げさせていただきました内容の記載をさせていただいております。

トータルの処理件数、率についておわかりづらかったと思いますが、今回、提出させていただきました資料のとおり率についてご報告を申し上げます。

トータル処理件数、全6名、延べ60件、これは平成21年から30年度まで10年分を6名に対して還付処理が終わったということでございます。金額にして185万9,300円、還付加算金は、このうち対象となったのが33件分、21万8,000円で、処理率でございますが、合計でございます。処理件数60件での処理率は0.88%でございます。金額ベースでいいますと、28.46%の処理の率でございます。

なお、後ろに添付してございます固定資産税の課税誤りについてという文書でございますが、これが準備ができて通知できるようになった対象者の方に対してお送りさせていただいているものでございます。

なお、その後ろに添付してございます過誤納金還付通知書というのは、対象年度、いくらの還付が発生しているのか、この場合、還付する場合に口座情報をいただくようなことになりませんが、最初のページにございますのが口座情報を改めて教えていただく方、裏面につきましては、何かしらの形で役場に口座情報の登録をいただいている方の通知文の違いでございます。

なお、滞納繰越分調定額の錯誤の調整につきましては、先ほど読み上げさせていただいたと

おりの内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

では、改めて。処理件数についてはわかりました。今の固定資産税課税誤りについての分ですが、これは先般の議会でもお伺いしたかもわかりませんが、改めてお伺いしたいんですが、今、処理件数の中で全6名、延べ60件ということですよ。上の件数というのは多分、これは延べ件数ですか、全てが。そうしますと、これは、じゃ、個人が要するに返すべき相手方ですね。これは何件になるのか。個人、法人合計ですね。それについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 県が作成しまして、年度ごとに各年度、所有が動いていたりする関係がございまして、年度の最大値は680名ぐらいという、年の最大は680名ぐらいというふうに押さえております。個人ですね。個人は680名ぐらいと押さえておまして、法人につきましては平均38法人ぐらいというふうに押さえております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） わかりました。個人にしても680名ですから、それが、そうしますと、この下の進捗率なんですけれども、これは件数当たりの進捗率だと思うんですね。難しいんでしょうけれども、最大で600、個人であれば680名と、およそということで言われたかと思うんですけれども、この関係だとどうなるんですか、この進捗率。それは個人、法人について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 個人法人合わせて、年平均でいきますと710件ぐらいの計算になろうかと思えます。そのうちの全件返せたのが6名というお話でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 次に伺いますが、じゃ、どういう事務が行われたのかということで、それが今日、初めて見ましたけれども、固定資産税の課税誤り、それから還付通知書ということでよろしいですね。

先ほどの説明だと、トータル処理件数、逆に言うと、これは現在まで何通発送されたんですか。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 対象となった、お返しさせていただいた6個人、法人の方に発送させていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） そうしますと、ほとんどの方が、たしか一般広報はされたと思うんですね、町民に対して今回。該当かどうかは、今もってわからないということですか。

ちょっと待って。これは今6%です。0.008。物すごい数ですね。0.15%ですか。もうどこまで来ましたか。4、5、6、7、8、9、約半年ですよ。これは、どこまでいくんですか。この固定資産税課税過大徴収ということで、しかも10年間ですね。これは町長の名前で出ているわけですね。こういうチームを今お聞きしましたけれども、これは町長としてどのように受けとめていらっしゃるんですか、この事実と。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、税務住民課長が説明したとおり、お返し、還付できる人が確定した中で、この文書を出させていただいたと。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 非常に事務的なお答えですけれども、私は事務官に聞いたつもりはございません。町長は日ごろから執行権があると、人事権があるとおっしゃっていますよね。御宿町の全体の責任者でありますよね。それでいいわけですか、こういう事務で。税金というのはどういうものだと、町長は理解されておりますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと趣意がわかりませんが、その確定ということが、いまだかつてなされていないということでございましょうか。ちょっと。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） どういうことが起きたか全く理解されていないんですか、そうしたら。税金というものはどういうものなのか、町長、ご理解いただいているんですか。

公約を実現するにはお金がかかりますよね。税金じゃありませんか、町長。簡単に申し上げます、きのうと今日の話の中で。

町長、きのうの話では私は間違いを犯していませんということを総じて言っていましたよね、きのうの中で。これはどういうことなんですか、町長。間違いはないと、私の判断に間違いはないとおっしゃっていたじゃないですか、他の議員に対して。それは行政事務じゃなかつ

たですか、たしか質問については。その根幹は何なんですか、町長。税金じゃありませんか。その税金をどう使うかというのが自治体の仕事、二元代表制もおっしゃいましたよね。違うんですか、町長。町民の皆さんは本当に大変な思いをして、税金を納めていらっしゃると思っていますよ。町長、高齢者の方も多いと町民の実態、きのうお話しされておりましたよね。私もそういうふうに思います。もう高齢で働くこともできない方、税金ちゃんと納めていただいていると思いますよ。そういう方々も、この中の対象に入っているんじゃないですか。そういう方に、町長はどういう思いで町長として仕事されているんですか。そのことを私は聞いているんです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） お答えが重複しますが、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 町長はこうした事務が起こったことについての危機感は一切ないということを今おっしゃったということだと思いますよ。職員が行って、あなたには、あなたの心中は全く責任はないと。これが数年後に仮に起きたとします。どういう思いですか、住民の方は。それまで知らされないということですよ。全部事務が調整し終わって、返す金額が確定した段階で、この通知書を当該の住民の方に差し上げるということですよ。そういう事務を説明していたんですよ、今。それでよろしいんですか。

町政の一番の根幹、納税するということは信頼ですよ、町に対する、御宿町行政体に対する。そのことの瑕疵が起きたんですよ、御宿町で。その監督責任はないんですか。責任をとれと僕は言っているわけじゃありませんよ。こういうことが起きたことについて、長として、どういう判断をされているのか。それがなければ、このままでいいということなんですか、逆に言うと。全く問題ない、適切な事務だということが町長のお考えなんですか。改めてお伺いをいたします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 石井議員のおっしゃることは、ちょっと私は理解がなかなかできないんですけども、申しわけないですが。担当課長が申しあげましたように、このような処置をしたということでございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この問題を最後にもう一度、お伺いしたいと思います。

改めて、これ以上のことをやるつもりはないという判断は伺いました。そうしますと、判明してから、これはもう既に年度越えですよ。今年度に終わる見通しも、この進捗率だと私は絶望的だと思いますよ。それとも町長、これは100%今年度中にできるというお考えですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先の議員協議会でも申し上げましたが、非常に進捗率がおくれているということでございます。そういう中で目標として100%年度内を目指すということでございますので、十分な努力をしていただきまして、その点については、やはりかなり何回となく進捗率といいますか、進み具合を、あるいは全体工程の中の年月とあわせて全体工程の進捗率を確認しつつ極力といいますか、目標として年度内に仕上げるよう努力していただきたいと思っています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 先日もありましたが、具体的な数値を出していただきたいです。9月、どこまでいくんですか。10月、どこまでいくんですか。11月、どこまでいくんですか。今、町長おっしゃいましたから、もっと出していただけませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議員協議会以後、その内容については私は協議はしておりませんが、事務局で、担当課でそれなりの計画を立てているのではないかと思います、極力ご指摘の点は努めていきたいと思っています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 町長ご自身が今おっしゃったことです。私は町長に聞いているんです。町長は先ほど私に答弁いただきましたから、そのことをきちんと保障してくださいと、その中身の目標を文書でそういうことを出していただきたいと思っています。担当がやっていると思いますという、そういう答弁、本当に無責任だと思います、私は。それで次にいくんですか、議会が。それで議会に判断を求めるといいますか、町長。そういう事務内容で。私は町民にこのことを説明できません。きちんと町民説明できる、町長、おっしゃった。年度に100%やり切りたいとおっしゃいましたよね。そのための月次計画を、きちんと出していただきたい。先日、ほかの議員に対して同じようなことを答弁されておったじゃないですか、ほかの事案で。大変大事なご指摘だという話、きのうされておりましたよね。私は聞いておりました。同じことではありませんか。違うんですか。もっと大事なことだと思いますよ、こちらは。

御宿町の根幹ですよ、税というのは。違いますか。出してください。おっしゃったんですから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、現時点では内容を用意してありませんので、極力、作成して、これから極力早く対応したいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） いつまで待つんですか。来年の3月までですか。私は今月からのもの、町長、あなたがおっしゃったんですから、今月からの、きちんと月次目標を出してください。それがあなたおっしゃったことなんですよ。それほど私は大事なことだと思っております、この問題。議長、対応をとってください。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 今、途中で申しわけないんですけども、タイムスケジュールを出していただきましょう。ということは、本人が言ったことは、まだ十分もたっていませんので、それを課長に押しつけるのは不見識ですよ。タイムスケジュールを出してから、お願いしたいと思います。本人が今言った言葉で、私も聞いておりますから、余りにも不見識な答弁じゃないですか。だから不見識じゃないという形で、3月までのタイムスケジュールを出していただきたいと思います。

議長お願いします。

○議長（大地達夫君） タイムスケジュールというテーマが出ていますが、それに対して町長から答弁ございませんか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の言ったことは、私の理解はタイムスケジュールをつくってやるということで、努力したいということでございまして、今タイムスケジュールがあるとは私は言っていないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） よろしいですか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 何の保証もなく、この議事を進めると、してくださいということなんですよ。町長がおっしゃったじゃありませんか。私は非常に難しい、前提条件もきちっとお話ししたつもりでおります。無理ではないかという議員の指摘に対して、あなたは行いたいと。それは結果は別だと思えますよ。私は計画です。タイムスケジュールです。今つくればいいじゃありませんか。そうしないとこの議事、進みませんよ。賛同する議員も今おられました。動

議が出れば成立すると思いますよ、これは。誠意ある対応を見せたらどうですか、町長。税金の扱いですよ。

もう一本は、これは内部問題かも知れませんが、今はこの過誤請求です。きちんとお出しになることが審議の大前提じゃありませんか。町長が言われたことは、そのことなんです。私はきちんとその前に状況について私なりの考えを示してございます。その上で、町長は答弁をいただきました。ですから、そのためにタイムスケジュールをきちんと出すというのが町長の言葉ということだと思いますよ。

議長、取り計らっていただきたいと思います。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 町長の答弁の中で、タイムスケジュールが実際にできているということではないという答弁がありました。

(「それは議長が言う話じゃないだろう」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 1番、瀧口義雄君。

○1番(瀧口義雄君) 1番、瀧口です。

それは議長が言う言葉じゃないだろう。あなたは事務局かい。何やっているんだ、大丈夫かい。

○議長(大地達夫君) 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長(齋藤 浩君) このたびのこの固定資産税の還付、住民の皆様非常にご迷惑をおかけしているところでございます。その進捗状況において、私どもの事務が遅いために、今このようになっております。タイムスケジュールというよりも、事務をどうやって取り組んで、どういう目標で事務を今後さらにスピードアップさせていくというお話につきまして、また議会の先日の議員協議会でお話しさせていただきましたとおり、逐一ご報告させていただくような形で事務をとりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) 10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) その事務をどうつかさどるかという長の判断の話ではありませんか。そうすれば、どういう事務が必要なのか、何人工が必要なのか、どこまでできるのかと、それを町長が先ほどおっしゃったんですよ。ベースとして、そういうことが今度は事務的な判断になるわけです。これは、ここまでいくなということになるんではありませんか。町長がおっしゃったんですから、町長、きちんとわかるように出してください。議長、取り計らっていただ



きたい。

(「休憩しましょうか」「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 暫時休憩します。

(午後 1時29分)

---

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時20分)

---

○議長(大地達夫君) ただいま、議会運営委員会により請求資料について協議した結果、お手元に資料を配付いたしました。配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

○議長(大地達夫君) なしと認めます。

資料の説明を石田町長、お願いします。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 令和元年度一般会計補正予算にかかわりまして、固定資産税にかかわります過誤納の還付事務について、大変な貴重な時間を長時間いただきましたことを心からおわびを申し上げますとともに、感謝を申し上げます。

それでは、お手元の資料についてご説明をさせていただきます。

これから進める事務の体制につきましては、課長、主幹、係長、臨時について、還付事務に特化した曜日、時間外、休日出勤も含め見直しを行って事務の進捗のスピードアップを図る。また、事務の状況を適時報告させて、状況の把握、早期返還に向け指示を行います。

固定資産税還付対象者のおわび文書については、9月中に全員に送付します。先ほどご指摘いただきました内容でございます。

また、ご迷惑をおかけしている対象者の皆様に1日でも早く返還するために、年度末までにめどがつくように、事務を図るということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) 10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) 10番、石井です。

たしかスケジュール、タイムスケジュール、月ごとのというふうに私は申し上げたんですけども、この資料で全てなんですか。全てだとすると、この半年間、一切進捗管理については

行ってこなかったということではないですか。これに基づいて進行管理、9月中に何が、例えば1についてはマルポチを、1、2、3、4つポチがありますけれども、1番についてはいつからいつまで行くと、2番についてはいついつからいつまで行くと、最後、これについてはここまでいくと。最後は、全員の還付ですよね。ということが、これに基づいて必要になるんです。そういうことじゃないですか。それをきちんと示してこそ、職員も安心して仕事ができる。私たちも、住民に報告できるということですね。これでは全く資料として役に立ちません。タイムスケジュールの説明だけです。議長、これではこの事務、本当に進むだろうか、全く私は町民に安心して報告できません。きちんとしたタイムスケジュールを、やはり一刻も早くつくって、きちんと職員にも指示をする。議会、いわゆる町民にも説明をするということが信頼回復、一番、まずそれをもってして信頼回復に入ることじゃありませんか。これでは全くこの議案、審議できません。

議長、しっかりした資料を請求いたします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この件に関しますスケジュールに関する資料提出と、ご要望ということでございます。そういう中で、非常に今日は無理であると、不可能であるということであります。そういう中で、お時間をいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 日程について、議運で協議をしていただきたいと思います。

---

#### ◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） 議会運営委員会を開会いたしますので、暫時休憩いたしますが、お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって会議時間を延長いたします。

これから議会運営委員会を開会いたします。

（午後 4時25分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時53分）

---

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◎会期延長の件

○議長（大地達夫君） 追加日程第1、会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されています。議事の都合により、9月10日まで6日間、延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期を9月10日までの6日間延長することに決しました。

変更の日程を配付いたします。

（日程配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

お手元にお配りした変更された日程で、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

---

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上で本日の会議を閉会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時57分）